

小松市監査公表第 13 号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 24 日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
2 対象部署 ふれあい健康広場
指定管理者 北森・岸共同企業体
所管課 都市創造部緑花公園センター
3 監査結果の公表年月日 令和3年2月8日（小松市監査公表第9号）
4 措置通知の受理年月日 令和3年3月10日
5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>改善意見 <北森・岸共同企業体> 指定管理業務に関する事務機器等のリース契約について、共同企業体ではなく、構成員名での契約となっていた。また契約相手先は構成員の関連会社であり、契約金額においても現物に見合った額と認め難いものであった。適切な契約内容となるよう改善された。</p>	<p>リース契約を見直し、令和3年度の契約より対象の物品を一部除外することを決定しました。</p>